

第 5 次芦屋市総合計画後期基本計画・第 3 期芦屋
市創生総合戦略・第 4 次芦屋市市民参画協働推進
計画及び第 3 次芦屋市文化推進基本計画（原案）

令和 7 年 9 月
芦 屋 市

目 次

序章 第5次芦屋市総合計画について	1
1 総合計画策定の背景と目的	2
2 総合計画の役割と構成・期間	3
(1) 役割	3
(2) 構成・期間	4
3 芦屋市の今日と明日	5
(1) 芦屋市はどんなまち	5
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化	9
4 まちづくりの主な課題	12
5 総合計画策定・運用における留意事項	14
第Ⅰ章 基本構想	15
1 それぞれが考えるまちの姿	16
2 芦屋市が目指す将来の姿	17
3 まちづくりの基本方針	18
4 後期基本計画において重視する3つの要素	20
第Ⅱ章 後期基本計画	25
1 施策体系	26
2 分野別施策	28
第4次芦屋市市民参画協働推進計画（施策目標 11・1）	72
第Ⅲ章 第3期創生総合戦略	81
1 創生総合戦略の趣旨	82
(1) 背景	82
(2) 総合計画と創生総合戦略の関係	84
(3) 第3期創生総合戦略の期間	84
2 人口推計の概要	85
(1) 本市における人口の現状	85
(2) 将来の展望	89
3 転入アンケートの概要	91
(1) 調査目的	91
(2) 調査概要	91
(3) 調査結果のポイント	91
4 第2期創生総合戦略の評価	92
(1) 第2期創生総合戦略の概要	92
(2) 第2期創生総合戦略の評価	92
5 第3期における地方創生の考え方と基本目標	93
(1) 基本的な考え方・目的	93
(2) 基本目標	93

6 取組施策	94
7 重点プロジェクト.....	96
(1) 重点プロジェクトの考え方.....	96
(2) 本市の強みと弱みの整理	96
(3) 行政アドバイザーと市民からの意見	96
(4) 方向性	97
第Ⅳ章 第3次芦屋市文化推進基本計画	101
1 計画の策定にあたって	102
(1) 策定の趣旨	102
(2) 計画の概要.....	103
(3) 計画の対象となる文化.....	106
(4) 進行管理.....	106
2 本市における文化をとりまく現状と課題	107
(1) 第2次基本計画の総括	107
(2) アンケートからみる現状	108
(3) ヒアリング・団体アンケートからみる現状	114
(4) 本市における文化に関わる現状と今後重点的に取り組む課題.....	116
3 計画の基本的な考え方	118
(1) 今後5年間の文化政策の方向性（ビジョン）	118
(2) 文化政策の展開の基本的な考え方と重点取組項目	119
(3) 施策の方向性	120

序章 第5次芦屋市総合計画について

1 総合計画策定の背景と目的

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

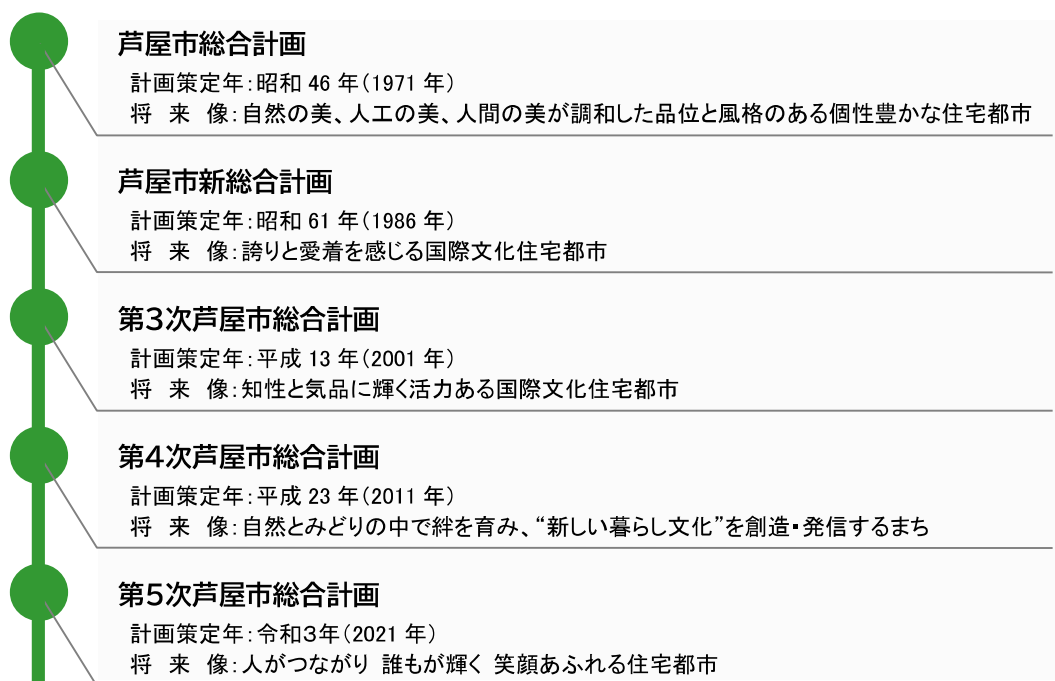
大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和 15 年（1940 年）に芦屋市が誕生しました。昭和 26 年（1951 年）には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻しました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT（情報通信技術）化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、コロナ禍も経験しました。これらの社会環境変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のあり方が求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。芦屋においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつさらに高めていくことと、時代に適った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで 4 次につながる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第 5 次総合計画前期計画の終了を迎え、その基本構想を引き継ぎながら、上記のような背景を踏まえつつ、基本計画に係る中間見直しとして必要な増補、追補を行うこととしました。そしてここに、令和 8 年度（2026 年度）以降の 5 か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を改めて明らかにすることを目的に、第 5 次総合計画後期基本計画を策定します。

これまでの芦屋市総合計画の概要



2 総合計画の役割と構成・期間

(1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

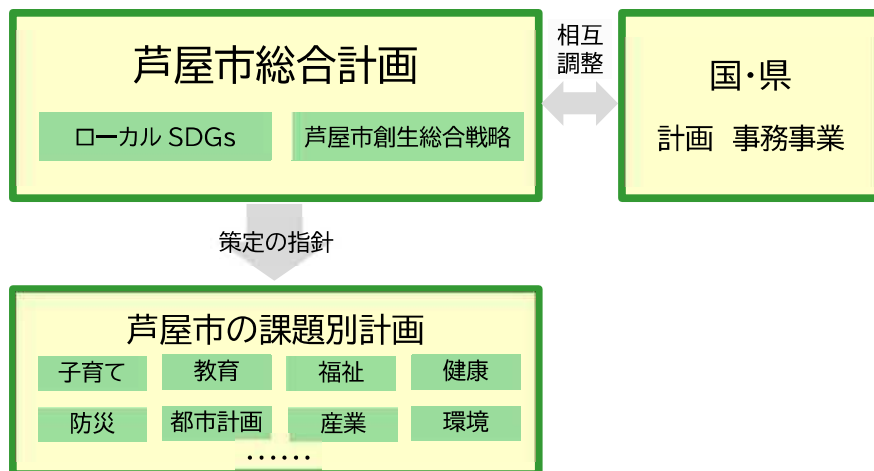
○まちづくりの指針

- ・市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。
- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓ 芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した課題別計画策定に際する指針
- ✓ 持続可能な開発目標の視点を取り入れた芦屋市での SDGs¹の推進
- ✓ 国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓ 芦屋市創生総合戦略を一体的に取り込んだ効果的な地方創生の推進



¹ SDGs:「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟 193 か国が、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年の 15 年間で達成するために掲げた 17 の目標。

(2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

○基本構想

- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は 10 年とし、令和3年度(2021 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までとします。

○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度(2021 年度)から令和7年度(2025 年度)まで、後期を令和8年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までとします。

○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

令和3年 (2021 年)	令和4年 (2022 年)	令和5年 (2023 年)	令和6年 (2024 年)	令和7年 (2025 年)	令和8年 (2026 年)	令和9年 (2027 年)	令和10年 (2028 年)	令和11年 (2029 年)	令和12年 (2030 年)
基本構想(10 年間)									
前期基本計画(5 年間)									
					後期基本計画(5 年間)				
					実施計画(3年間)				
						実施計画(3年間)			
							実施計画(3年間)		
								実施計画(3年間)	

3 芦屋市の今日と明日

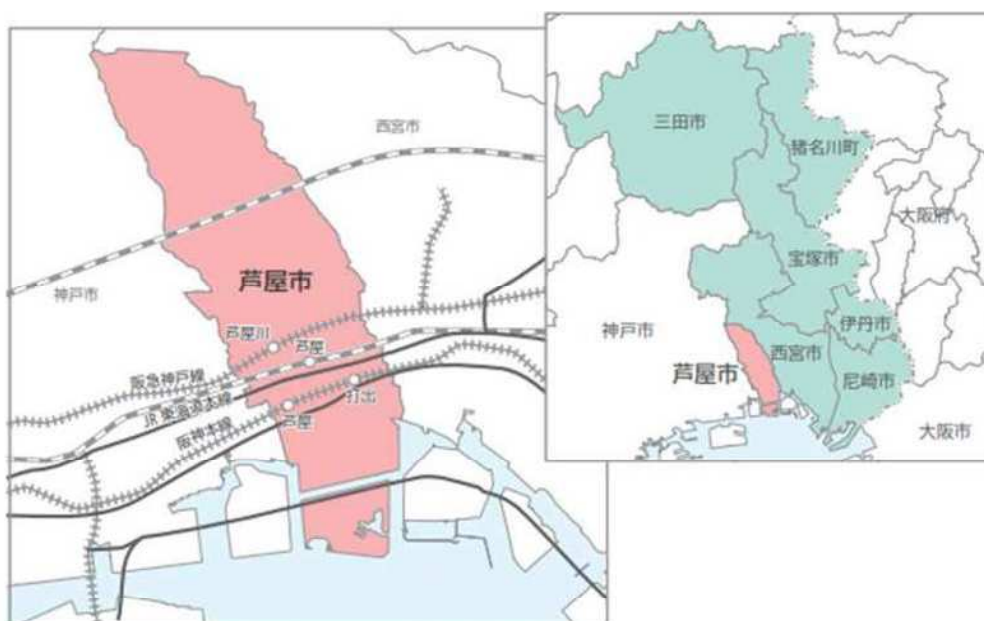
(1) 芦屋市はどんなまち

○緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

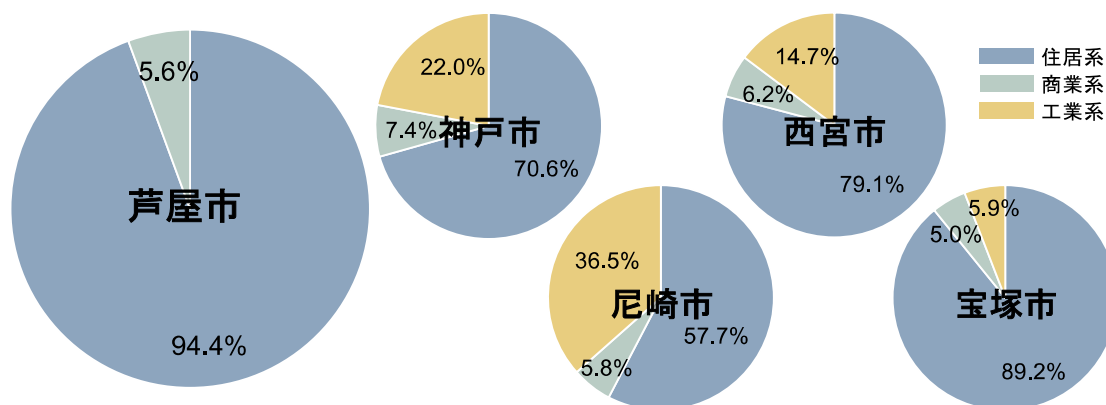
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約 1,857ha で、東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温かな自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らしが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

芦屋の位置



芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成



○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行 80 周年を迎えたまち

明治 22 年（1889 年）に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し、精道村が誕生しました。昭和 15 年（1940 年）に行政区域はそのままで市制を施行し芦屋市となり、令和 2 年（2020 年）には市制施行 80 周年を迎えました。戦後の昭和 26 年（1951 年）には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、芦屋のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

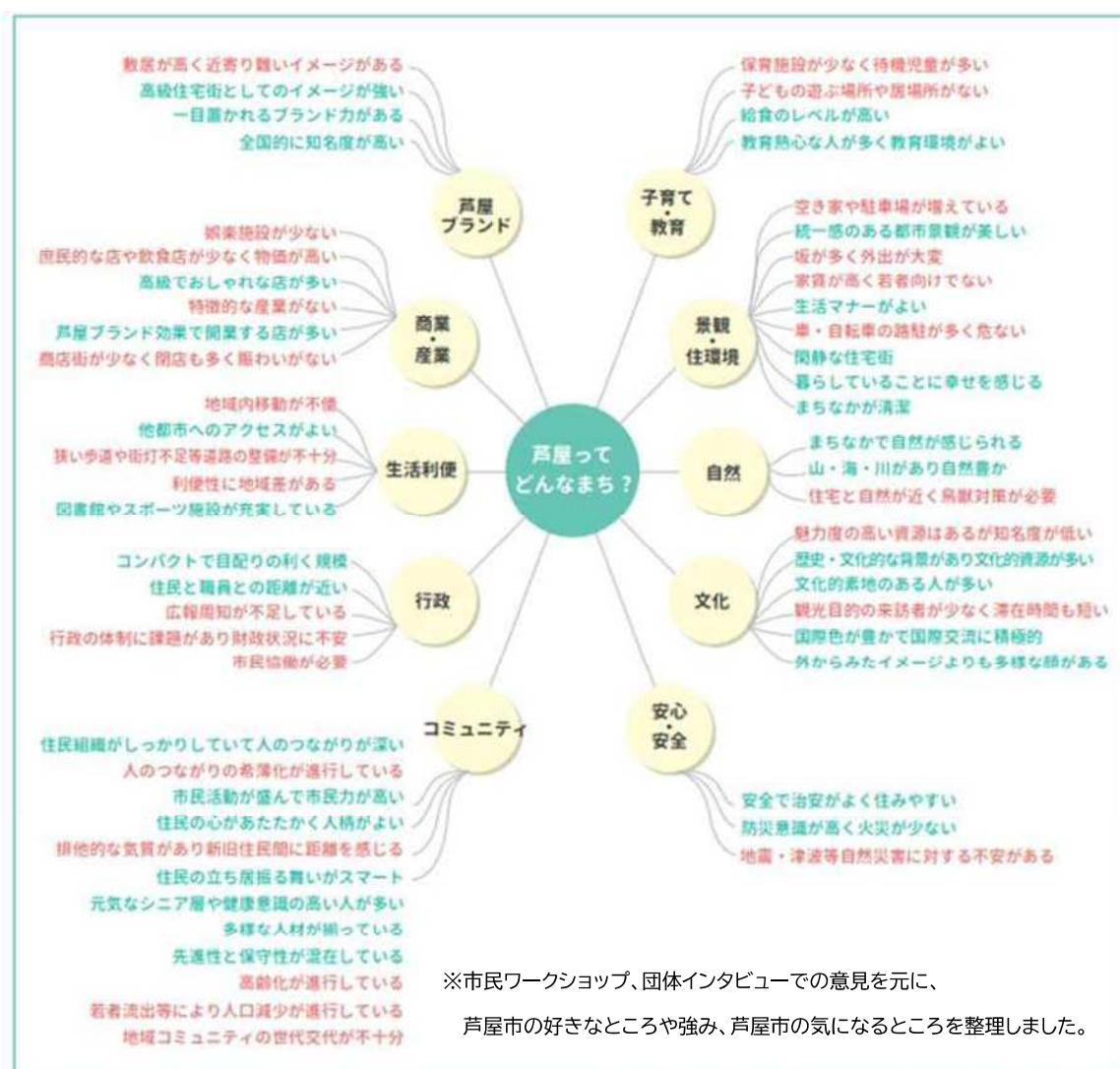
芦屋のまちづくりの沿革

明治	● 7 年	大阪・神戸間に国鉄（現 JR）が開通	
	● 22 年	町村制施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の 4 村が合併し精道村が誕生	
	● 38 年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置	
	● 41 年	阪神電鉄により家庭電気の供給が開始	
大正	● 元 年	神戸ガスにより都市ガスの供給が開始／芦屋郵便局が窓口事務を開始	
	● 2 年	国鉄（現 JR）芦屋を設置	● 8 年 耕地整理に着手
	● 9 年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置	
	● 12 年	精道村役場庁舎が完成	
昭和	● 2 年	阪神国道（国道 2 号）が開通／「西宮都市計画区域」へ編入／松風山荘の分譲を開始	
	● 4 年	阪神国道バスが開通／六麓荘の開発が開始	
	● 10 年	下水道事業に着手	● 11 年 阪神水道企業団が設立
	● 13 年	阪神大水害／奥山浄水場・村営上水道が完成し給水開始	● 14 年 芦屋川河川改修工事を開始
	● 15 年	精道村が芦屋市となる	● 16 年 「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離
	● 20 年	阪神大空襲	● 21 年 都市計画道路・公園等を都市計画決定
	● 22 年	戦災復興土地地区画整理事業を開始	● 23 年 芦屋市消防署が発足／芦屋市警察署を設置
	● 26 年	「芦屋国際文化住宅都市建設法」を制定	● 27 年 芦屋市霊園に着手／市立芦屋病院を開設
	● 31 年	芦屋庭球場が完成	● 35 年 芦屋市庁舎が完成／芦屋市旗を制定
	● 36 年	芦有道路が開通	● 37 年 奥山の開発に着手
	● 38 年	第 2 阪神国道（国道 43 号）が開通	● 39 年 芦屋市民憲章を制定
	● 43 年	都市計画法が施行され高度地区を指定	
	● 45 年	阪神高速道路神戸線が開通／「阪神間都市計画区域」となる／ルナ・ホールが開館	
	● 46 年	奥山貯水池が完成	
	● 47 年	体育館・青少年センターが開館	
	● 48 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行／新都市計画法が施行（用途地域及び高度地区を新たに指定）／若葉町の下水処理場が完成	
	● 50 年	芦屋浜埋立地の造成が完成（54 年から入居開始）	● 51 年 新築された市民センター別館で公民館が開館
	● 54 年	国鉄（現 JR）芦屋駅北地区の再開発を開始（平成 10 年完了）	
	● 61 年	芦屋市新総合計画を策定	● 62 年 図書館を伊勢町に新築開館
	● 63 年	谷崎潤一郎記念館が開館	
平成	● 3 年	美術博物館が開館	● 6 年 阪神高速道路湾岸線が開通
	● 7 年	阪神・淡路大震災	● 8 年 芦屋市都市景観条例を施行／震災復興事業に着手／環境処理センターを建替
	● 9 年	南芦屋浜埋立地の造成が完成	
	● 10 年	震災復興公営住宅の入居開始	
	● 11 年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例（昭和 48 年芦屋市条例第 1 号）の全部を改正	
	● 12 年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行／建築主事を置き特定行政庁となる	
	● 14 年	芦屋中央震災復興土地地区画整理事業が完了	
	● 15 年	芦屋西部第一地区震災復興土地地区画整理事業が完了	● 16 年 「芦屋庭園都市宣言」／芦屋市総合公園が完成
	● 17 年	芦屋西部第二地区震災復興土地地区画整理事業が完了／芦屋市都市計画マスタープランを策定	
	● 18 年	のじぎく兵庫国体開催	● 19 年 「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定／山手幹線が神戸市と開通
	● 20 年	芦屋市緑の基本計画を策定／山手幹線が西宮市と開通	● 21 年 市域全域を景観地区に指定／緑の保全地区を指定／芦屋市消防庁舎建替え
	● 22 年	芦屋川南特別景観地区を指定／山手幹線全線開通	● 23 年
	● 24 年	芦屋市都市計画マスタープランを改訂／特別景観地区の区域及び名称変更（芦屋川特別景観地区へ）	
	● 26 年	景観行政団体に移行	● 27 年 芦屋市景観計画を策定
	● 28 年	芦屋市屋外広告物条例を施行	
	● 29 年	芦屋市都市計画マスタープランを改訂	
令和	● 2 年	芦屋市市制施行 80 周年、子育て支援として「子ども家庭総合支援拠点」を開設、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言の実施	
	● 3 年	芦屋市都市計画マスタープランを改定、ゼロカーボンシティを表明、精道こども園移転・西蔵こども園開園	
	● 4 年	公共施設等のネーミングライツ導入開始、市立小・中学校全校で自校方式による給食開始	
	● 5 年	市立幼稚園で 3 歳児保育を正式実施、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に分類	
	● 6 年	うちぶん（打出教育文化センター）リニューアル、指定ごみ袋制度本格実施	

○豊かな暮らしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと市内で活動する団体へのインタビューを行いました。その結果を見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がきれい、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いといった、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえます。また、高級住宅地としてのイメージだけでなく、多様な顔のあるまち、文化的素地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

芦屋ってどんなまち？



資料：第5次芦屋市総合計画総合計画策定 project 市民ワークショップ 第1回検討結果、第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー結果より。

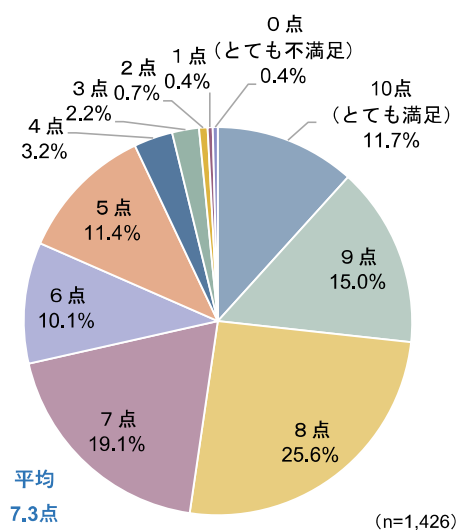
○多くの市民が地域の暮らしに対して満足し、住み続けたいと感じるまち

市民アンケート調査の結果によると、住んでいる地域の暮らしの満足度の平均は7.3点で、「8点以上」が52.3%と過半数を占めており、また、今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が86.4%に上ります。大部分の市民が、芦屋での暮らしに満足し、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、10歳代以外では若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

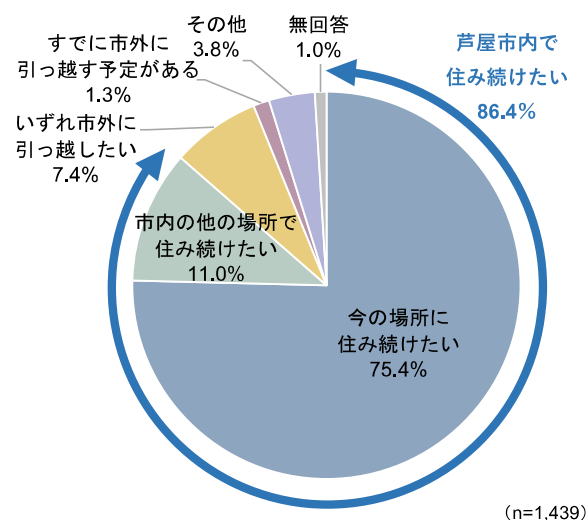
居住についての市民アンケート結果

住んでいる地域の暮らしに対する満足度

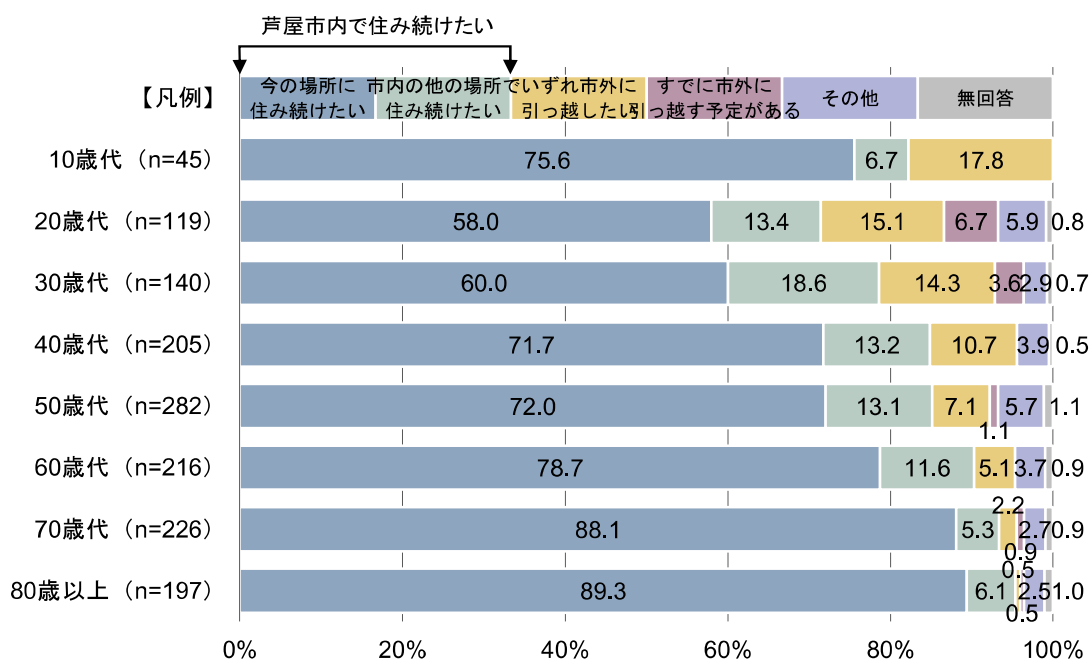
(10点満点)



定住意向



定住意向 (年代別)



資料: 総合計画策定に向けた市民意識調査 (令和6年度 (2024 年度))

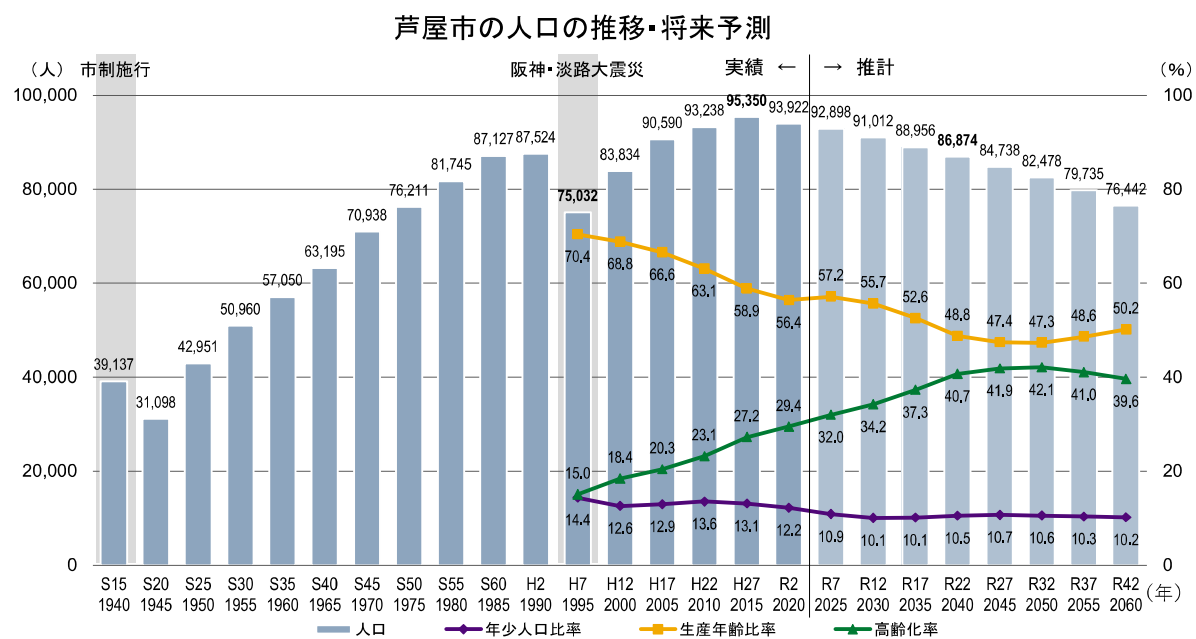
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和 50・60 年代に増加し、昭和 63 年（1988 年）には 88,623 人とピークを迎えましたが、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災で 75,032 人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和 22 年（2040 年）には、約 86,874 人と震災前のピーク人口を割り込む水準にまで減少し、高齢化率は 40%を超えると予測されます。

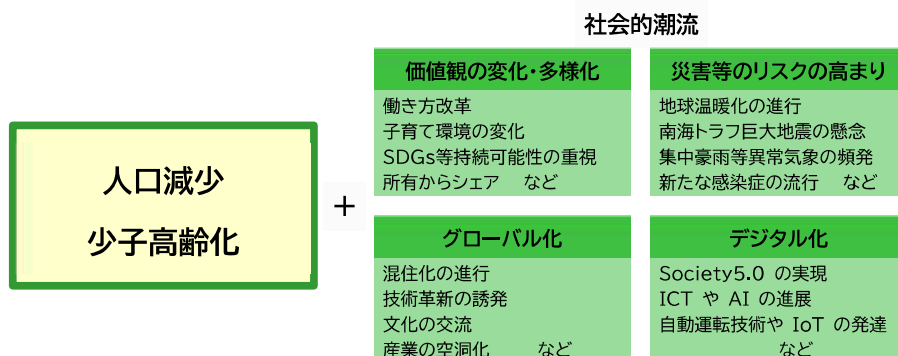
人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。



資料：国勢調査(S15(1940)～R2(2020))、芦屋市推計(R7(2025)～R42(2060))

○社会の様々な側面での大きな変化がある

人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化、地球温暖化の進行や災害の激甚化、新たな感染症の発生、グローバル化、デジタルトランスフォーメーション²の加速化など、近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。

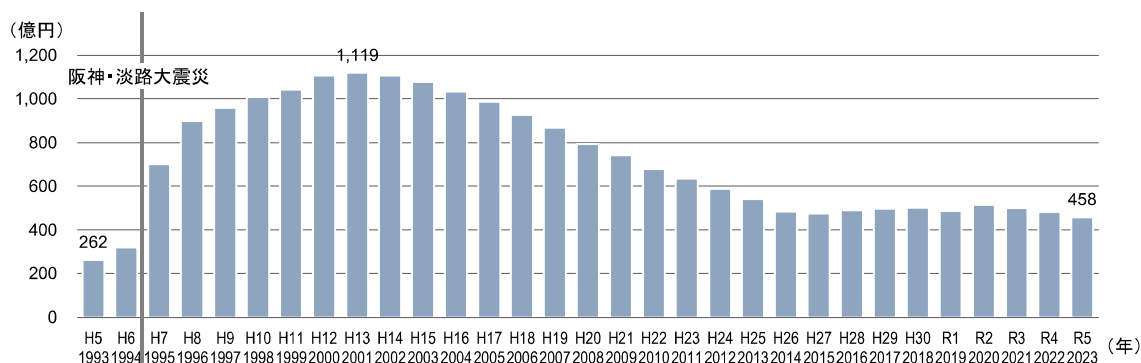


○財政構造に変化が生じる

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり、安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し、平成15年(2003年)10月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め、一時は1,100億円を超えていた一般会計の市債残高が平成26年度(2014年度)には500億円を切るところまで回復し、その水準を維持しています。

しかしながら、市民ニーズの多様化への対応、こどもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり、高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び、道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え、物価高騰が市民生活や地域経済に与える影響も大きく、今後さらに財政の厳しさが増すと考えられます。また、人口減少の進展に伴い、行政のスリム化が必要になる一方で、市が対応すべき課題が増加していくことが予想され、より慎重な財政運営が求められます。

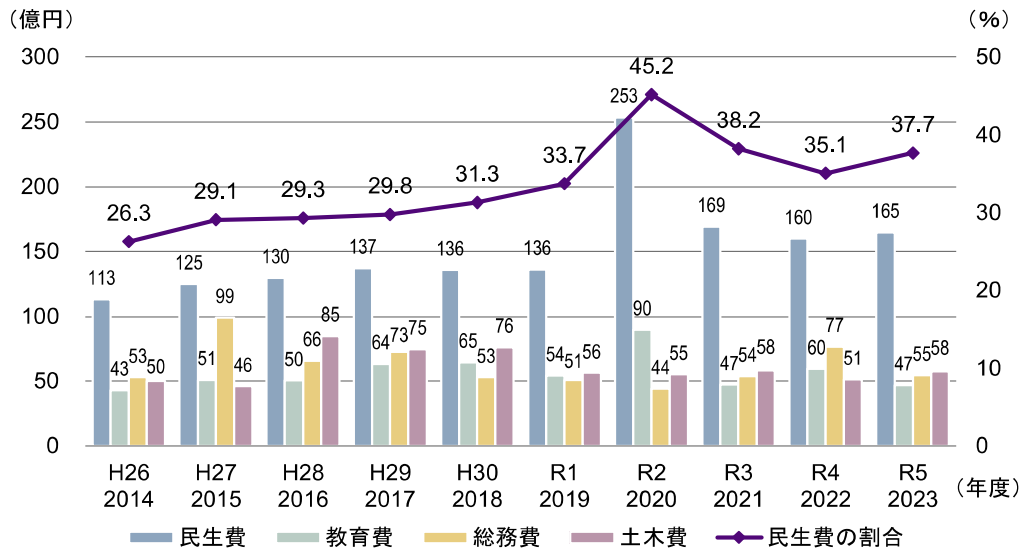
市債残高の推移(一般会計)



資料: 芦屋市財務統計

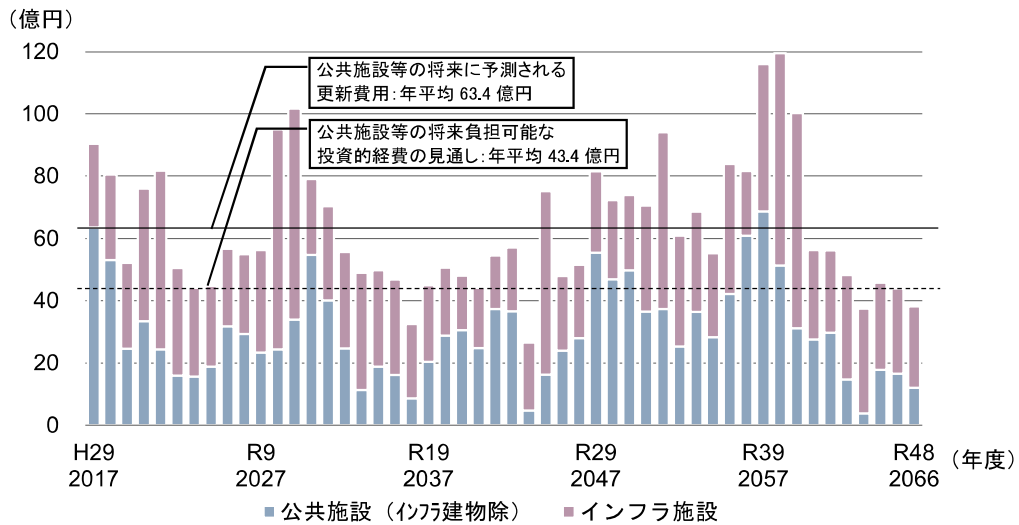
² デジタルトランスフォーメーション: 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

目的別歳出額の推移(平成 26 年度(2024 年度)～令和5年度(2023 年度))



資料: 芦屋市決算資料

公共施設等(公共施設+インフラ施設)の将来更新費用試算結果(平成 29 年(2017 年)3月作成)



資料: 芦屋市公共施設等総合管理計画

※作成時点の状況を基に試算しているため、今後変更となる可能性があります。

4 まちづくりの主な課題

○人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えてきた本市も、すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまでは人口が増え、それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが、これからは人口が減少することを前提とし、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ、求められる本市のよさは、豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきませんが、継承されてきたまちの魅力、暮らしの質を、時代の変化に応じながら次世代、未来へと持続して発展させ、まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

○まちづくりへの市民・地域団体・事業者の参画と協働

本市においては、高齢者の増加、住民の入れ替わり、社会意識の変化等を背景に、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには、課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人ひとりの市民、一つひとつの事業者が、何ができるかを考え、地域団体や行政と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり、仕事・買物・医療などの日常生活、道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ、文化・交流活動など、周辺地域との密接な関係を持ち、相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く、遠く広がり、地域の境界が希薄になっていくなか、共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など、行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ、効果的、効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

○生涯にわたる主体的な学びの推進

急激に社会が変化する中、地球規模の視野で考え、自分と芦屋市、日本、さらに地球の未来を切り拓くには、市民一人ひとりが生涯にわたり主体的に学び、多様な人々と共に学びあい続けることが必要です。

地域コミュニティの核である学校では、不登校や学習意欲の低下など学びづらさを抱えたこどもも含め、多様なこどもに対して公正で最適な「ちょうどの学び」の機会を創り続けることが必要です。それが、多様化する社会を良くするために欠かせないからです。

また、学びは学校だけで行われるものではありません。自ら学習内容や方法を選択し、充実した人生を送ることを目指すとともに、学びを通じて他者とながり、まちづくりへの参画と協働を促進するよう、地域資源や ICT 等の有効活用によって、多様な生涯学習の機会を充実・創出することも求められます。

5 総合計画策定・運用における留意事項

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組みます。

○SDGs、地方創生を含む総合的な計画とする

持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標である SDGs の視点を総合計画に取り入れ、17 の目標の中で特に関連性のある目標を基本計画の施策目標ごとに掲げることで、ローカル SDGs の達成を目指します。

また、本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現します。

○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進します。

○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCA サイクル³を基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進します。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された、令和12年(2030年)までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット(具体目標)」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。



³ PDCA サイクル: Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを繰り返し、業務効率を改善する進行管理の手法。

第 I 章 基本構想

1 それぞれが考えるまちの姿

第5次総合計画における基本構想の検討にあたり、幅広い市民・団体の皆さんに芦屋市の目指すべき将来の姿について意見・提案をいただきました。

市民ワークショップが提案する将来像

ア シ ヤ ス マ イ ル ベ ー ス
ASHIYA SMILE BASE

～みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち～

「ASHIYA SMILE BASE」は、少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであり続けることを目指すものです。

「みんなの声を活かして次世代へと人がつながり誰もがイキイキと暮らすまち」は、様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していこうというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。(平成30年(2018年)10月から平成31年(2019年)1月まで、計5回開催、延191人[市民126人、市職員65人]参加)

市内で活動する団体が考える理想の姿

日本一美しく、安全・安心で住みよいまち

国際文化住宅都市 芦屋

住宅を核とした賑わいのあるまち

世界で「唯一」のまち

折り目正しいまち

成熟した大人のまち

一度は住んでみたいまち

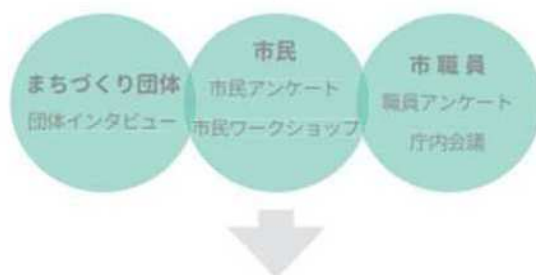
など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などをお聞きました。

2 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度（2030年度）に実現する姿を次の通り掲げます。

第4次総合計画の将来像
自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち



第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）
人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

まちづくりのキャッチフレーズ
ア シ ヤ
ASHIYA
ス マ イ ル
SMILE
ベ ー ス
BASE

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次総合計画の将来像をコンパクトに表現したものといえます。これを、市民と職員が総合計画を我が事として関わり将来像を実現していくためのキャッチフレーズとします。

3 まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ～ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることがますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのが肝要です。

まちは「今」だけではなく、「未来」へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていけるために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、新たな課題による価値観の変化にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めていきます。

基本方針を構成する3つの視点

人のつながり ～ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICTの発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

暮らしやすさ ～ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶や教訓を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震、加えて新たな感染症への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザイン⁴も取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

⁴ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

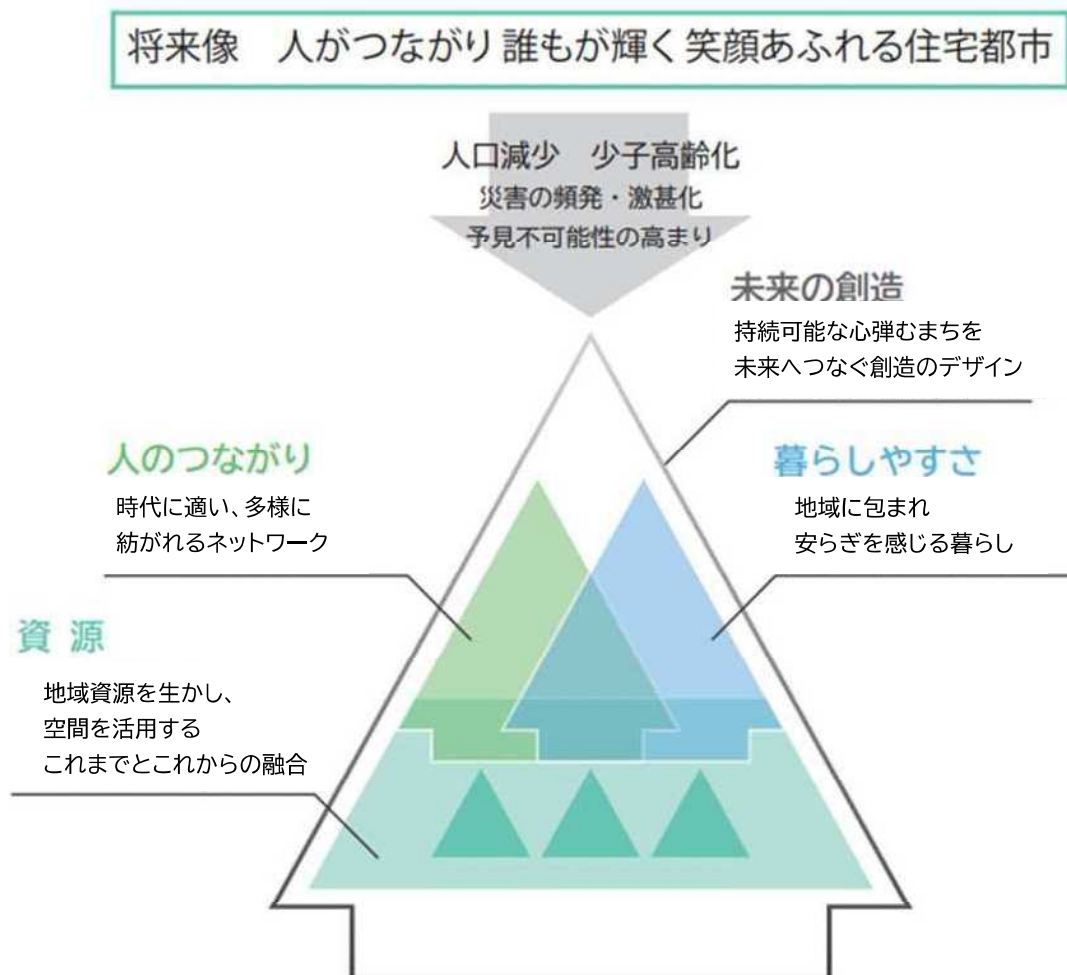
資 源 ～ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が芦屋のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化につれて徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。



4 後期基本計画において重視する3つの要素

趣旨

社会の先行きがますます見通しづらくなる中で、第5次総合計画の、「3 まちづくりの基本方針」において定める「未来の創造」に向けた取組を進めていくためには、市民の皆様との「共創」が必要であり、その担い手である「人」を中心に据えることが、より重要になっていると考えています。なぜなら、まちをつくるのは「人」であり、市民一人ひとりの行動が欠かせないからです。この考えに基づき、後期基本計画では多様なニーズを持つ市民同士がつながる仕組みづくりを推進し、世代や属性を問わず、子どもから高齢者、障がいのある人、外国人市民など、幅広い市民と地域団体・事業者が互いに支え合い、市民一人ひとりが主役として参画・協働する、住みよいまちづくりをめざします。

また、このようなまちづくりをめざすとともに、昨今の急激な人口減少や多様化、デジタル化の進展といった社会変化の中で、市民一人ひとりが生き生きとし、地域に活力がある持続可能なまちとするには、「学び」、「文化」、「協働」の3つの要素を、本市の各種施策すべてに共通する観点として取り組んでいくことが必要だと考えます。

後期基本計画策定に当たっては、これら3つの要素の共通性を高めるため、従来から総合計画と一体的に策定している創生総合戦略に加え、文化推進基本計画、市民参画協働推進計画も合わせて策定することとしました。

なお、教育振興基本計画については、令和7年度をもって計画期間を終了し、次期計画の策定は行わず、これまで教育振興基本計画において定めてきた「基本理念※」や、「めざす子ども像※」の実現に向けては、本後期基本計画の子育て・教育分野における施策の中で受け継ぐものとししました。

後期基本計画において重視する3つの要素は、それぞれを以下のものとして位置づけ、様々な施策に共通する観点として各種施策に取り組んでいきます。

「学 び」…市民一人ひとりの生涯にわたる成長を促し、多様な人々と学びあう中で変化の激しい社会に対応するための関係性を培い、未来を切り拓く力を育む基盤

「文 化」…地域の魅力を高め、市民の誇りや愛着を醸成し、人の交流と地域の活性化をもたらす活力の基盤

「協 働」…様々な課題解決や新たな取組に向けたまちづくりの基盤

教育振興基本計画において定めてきた「基本理念※」と「めざすこども像※」

◆基本理念

信頼される学校園と成熟した家庭・地域で育む豊かな人間力

◆めざすこども像

芦屋で育てる“夢と志をもって自らの未来を切り拓くこどもの姿”

- 1 人とかかわりやつながりを尊重でき、寛容な心を持つこども
- 2 理解していること・理解できることを実践し、学びを深めることができるこども
- 3 体を動かすことが好きで、健康への意識を向上させるこども
- 4 自ら本を手に取り、本が好きなこども



それぞれの要素

学び

生涯にわたる学びと育ちを支えることは、人口減少社会における地域の活力の源であり、個人の自己実現を促し、生きがいや社会とのつながりを育むことで、地域全体の Well-being⁵の向上に不可欠です。

市は、就学前のこどもから社会人まで、ICT を活用した学習環境の整備や市民大学の運営などにより、すべての市民が学び続け、学びあう環境づくりの支援を行っています。

特に、幼児期から義務教育期間における教育・保育においては、公正で最適な学びを推進し、いじめや不登校など悩みを抱えた児童生徒への支援の充実を図ります。

また、学校教育、社会教育、地域活動、企業との連携などにより、様々な学びの場づくりも推進していきます。

文化

本市には、歴史に培われた美しいまちなみをはじめとする生活に根ざした文化や、文学や芸術に親しむ文化的風土があります。これらは単なる保存対象にとどめるのではなく、その価値を理解し、発信し、活用できるようにすることが必要です。

文化の対象には、生活文化、芸術文化、伝統芸能、景観、地域の人々の営みに基づく「らしさ」を含みます。こうした文化を地域の魅力として再発見・発信し、未来に向けて創造的に活かしていくことが、本市の品格と活力を維持するために必要なことです。

市は、他の施策と連携し、地域文化の継承、文化芸術体験の機会の充実、様々な方が参加する文化イベントの開催などを推進します。また、文化を通じた地域の活性化も視野に入れ、「文化を活かしたまちづくり」を進めていきます。

協働

人口減少の進行やデジタル化の進展、雇用形態の多様化といった社会変化を背景に、市民ニーズの多様化も進んでおり、限られた行政の資源だけではすべてのニーズに対応していくことが困難になってきています。このような変化に対応し、笑顔あふれる住みよいまちを目指すためには、まちづくりのあらゆる面において、より多くの主体が参画し、協働することで社会課題を克服する視点が不可欠となっており、多様な主体が連携し、協働を通じて課題解決を図る重要性が高まっています。

様々な市民が主体的に関わる仕組みづくりのため、市は、多様な市民と対話を重ね、課題解決の過程を共有し、力を合わせてまちづくりに取り組む環境を整えていきます。

⁵ Well-being: 肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること。

この計画では、「市民」「市民参画」「協働」という言葉を、次のように定義し、使用しています※。

※芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

「市民」とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは

市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいいます。

